

別表第11(第25条関係)

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1 固定電話番号	ABCDEFGHJ
2 付加的役務電話番号	AB0DEFGHJ又はAB0DEFGHJK
3 音声伝送携帯電話番号	60CDEFGHJK、70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は 90CDEFGHJK
4 無線呼出番号	204DEFGHJK
5 特定IP電話番号	50CDEFGHJK
6 FMC電話番号	600DEFGHJK
7 特定接続電話番号	91CDEから始まる13桁を超えない十進法による数字
8 事業者設備識別番号	(1) 00XY又は002YZ (2) 0091XY

注

- 1 電気通信番号の種別は、電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表に掲げる電気通信番号の種別をいう。
- 2 2の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。
- 3 8(1)の項及び(2)の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。